

# 平成21年管内の健康診断結果

## 一般定期健康診断の有所見率55.5%

—前年比3.1ポイント増加—

名古屋北労働基準監督署

特集

本年も十月一日より「全国労働衛生週間」が「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」のスローガンの下展開されます。労働衛生は、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」の三管理を中心に実施していますが、その内の「健康管理」について、平成二十一年の定期健康診断の結果を、表1から表3に取りまとめました。

定期健康診断における有所見率は、五五・五％（前年比三・一ポイント増加）と二人に一人に何らかの異常所見があることになりました。

有所見者数が毎年増加傾向にあり、平成二〇年に初めて十万人を超え平成二十一年は少し減少したものの、一〇一、六七七人の有所見者が確認されました。

受診者数は一八三、二二一人で、前年より一五、

### 平成21年定期健康診断・特殊健康診断の有所見率の状況

表1 定期健康診断有所見率（業種別・検査項目別）

名古屋北労働基準監督署 (%)

検査項目 業種	脳・心臓疾患関連			左記以外で有所見の高い検査項目								歯科 検査		
	血圧 検査	血中 脂質 検査	血 糖 検査	聴力検査		胸部 X 線 検査	貧 血 検査	肝 機 能 検査	尿検査		心電 図 検査		有所 見 率 (計)	
				1000Hz	4000Hz				糖	蛋白				
全産業	13.6	33.9	13.2	3.6	7.5	6.5	8.7	17.6	2.8	5.4	12.7	55.5	39.1	
製造業	12.6	32.9	14.5	3.9	10.3	6.0	7.9	17.9	3.1	4.4	14.7	51.4	0.0	
主な 製造 業	食品製造業	15.1	29.0	15.0	5.2	9.3	5.7	9.2	13.4	3.6	5.2	10.8	49.4	0.0
	印刷製本	12.5	37.1	16.4	4.3	7.3	6.8	9.0	22.8	3.6	8.4	15.7	56.0	0.0
	化学工業	13.0	32.1	11.4	5.1	12.9	5.7	7.9	14.4	3.7	4.3	13.3	48.6	0.0
	金属製品	12.1	38.8	17.5	4.8	16.5	6.1	9.3	17.3	6.1	5.4	16.0	46.9	0.0
	一般機器	12.6	35.4	14.5	3.8	11.5	4.9	5.4	18.0	2.8	2.9	11.5	51.0	0.0
	電気機器	11.1	31.2	14.2	2.7	6.9	6.0	8.6	19.3	2.3	3.5	18.8	49.6	0.0
	輸送用機械	10.8	34.1	19.5	4.7	16.4	7.4	6.4	19.3	3.6	3.7	16.5	48.8	0.0
建設業	18.4	43.6	17.9	3.7	9.7	11.5	8.8	26.3	3.4	6.5	13.6	69.8	36.8	
運輸交通業	25.2	46.3	23.5	6.7	17.4	9.8	10.2	24.5	7.1	7.3	16.6	68.2	100.0	
貨物取扱業	18.5	28.2	17.2	4.3	10.9	3.4	8.9	14.7	2.8	5.1	8.9	63.6	0.0	
商業	11.9	31.3	12.0	3.3	4.9	5.6	8.7	15.9	2.2	5.6	10.6	51.6	40.7	
金融広告業	15.5	36.1	13.0	2.6	4.8	6.0	10.0	15.5	2.7	6.3	13.2	58.1	17.8	
接客娯楽業	12.1	35.2	16.9	3.1	5.3	5.7	8.8	18.2	2.5	3.9	10.5	47.9	0.0	
清掃と畜業	21.0	44.9	15.3	12.0	18.4	10.7	11.8	21.6	5.1	5.6	15.6	69.6	0.0	

表2 定期健康診断有所見率10年間の推移(業種:全産業)

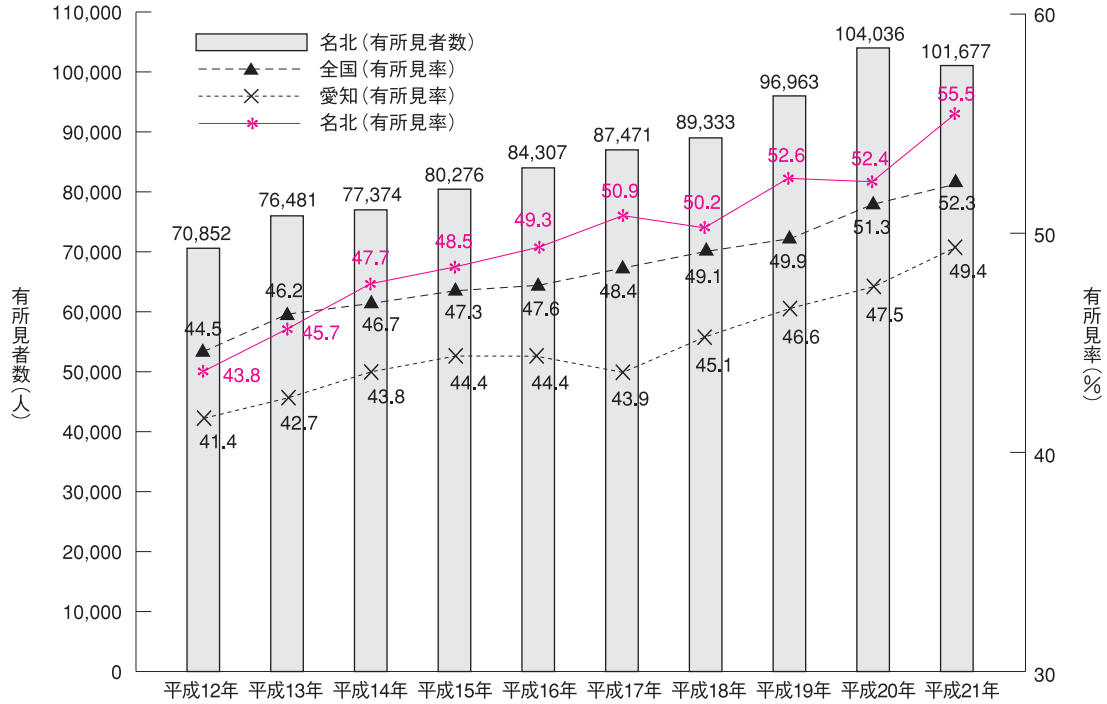
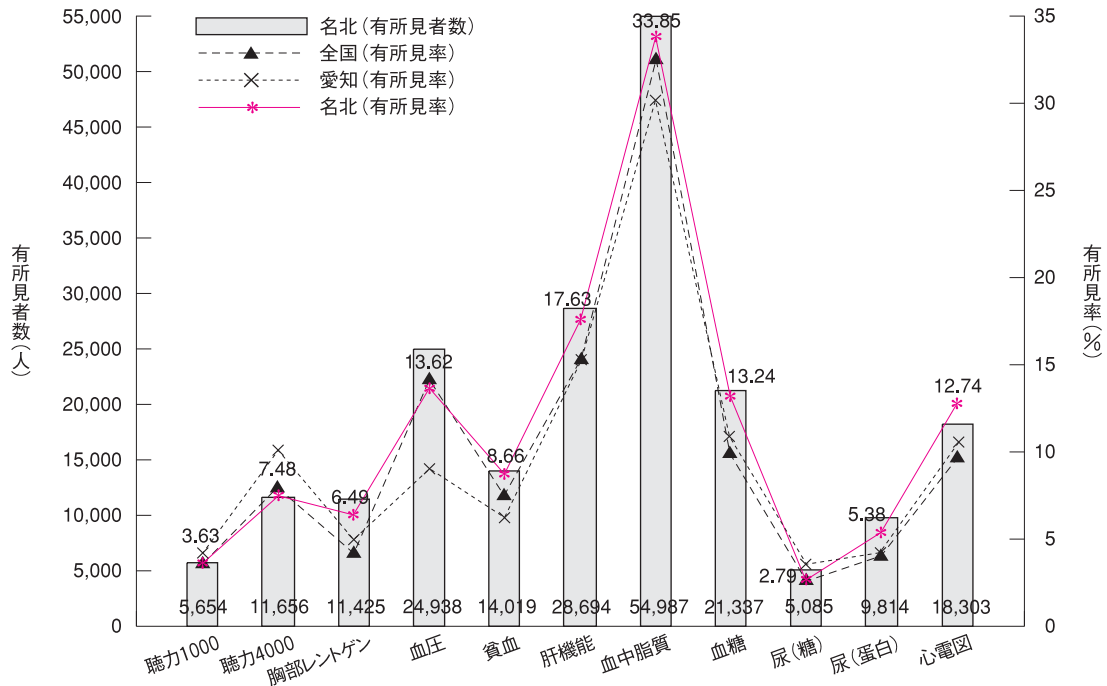


表3 定期健康診断有所見率(平成21年検査項目別 業種:全産業)



○ ○ ○ 人あまり減少しました。景気の低迷により派遣業や、構内下請けの減少によるものと考えられます。

有所見の中でも特に脳・心臓疾患の疾病の心筋梗塞や脳卒中の発症に大きく関連する「血圧」「血中脂質」「血糖」の異常所見率が高い数値を示しており、特に、「血中脂質」については、有所見者の約五四%の五四、九八七人と有所見者の半数以上が「高脂血症」の可能性があることとなります。

平成二〇年度を初年度としてスタートした「第一次労働災害防止推進計画」の目標の一つである、「定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させること」が掲げられております。

定期健康診断の有所見者に対し、健康診断結果について医師等の意見を

聞き、必要な健康診断実施後の措置を的確に講ずるとともに、健康の保持増進に努めていただいで、第十一次防の目標達成に向けての積極的な取組みが必要です。

また、「脳・心臓疾患等」や「精神障害等」の労災請求事案は、増加傾向に歯止めがかかり減少傾向にあります。これは、長時間労働による過重労働が要因と考えられており、労働安全衛生法第六六条の八及び九において、医師による面接指導の実施をすべての事業場に定めております。労働者五〇人未満の面

接指導については、名古屋北地域産業保健センター及び春日井小牧地域産業保健センターにおいて面接指導を受けることが可能です。積極的に活用し労働者の心とからだの健康づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する

### 安全教育実施要領が新たに定められました

愛知労働局 労働基準部 安全課

携帯用丸のこ盤は、建設業をはじめ、様々な業種において広く使用されており、その危険性を十分に認識せず、かつ、誤った使用方法で作業を行った結果、軽微な災害に留まらず、死亡災害に至るものも毎年後を絶たない状況にあります。

このため、携帯用丸のこ盤を用いた作業に従事する者に対し、安全で正しい作業を行うために必要な知識及び技能を付与することにより、安全の一層の確保を図るよう、平成22年7月14日付け基安発0714第1号により、安全教育実施要領が

新たに定められ、その教育カリキュラムが示されました。つきましては、携帯用丸のこ盤を用いた作業に従事する労働者に対し、当該安全教育実施要領に基づく教育を実施し、安全を図ってください。

## 費用助成による一般定期健康診断の実施について

(従業員30名未満会員事業場・建設自営業者組合組合員対象)

労働安全衛生法では、労働者を1名以上使用する事業場に対し、1年以内ごとに1回一般定期健康診断の実施を義務付けています。当協会では中小規模事業場の実施促進のため、従業員30名未満会員事業場・建設自営業者組合組合員対象に健康診断費用の一部を助成する事業を行っています。この機会にぜひご活用ください。

<実施時期> 毎年12月～翌年3月

<実施会場> 愛知健康増進財団(名古屋市北区)他、春日井・小牧市予定

<健診費用および助成額>

1名費用	1名助成額	事業場負担額
10,395円(税込)	2,000円	8,395円(税込)

\* 当協会の該当会員事業場のみなさまには、平成22年11月初旬に別途ご案内をお送りいたします。  
お申し込み・問い合わせは、当協会 総務企画課 ☎052-961-3655まで